

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
翌日とする)

目 次

- ◇ 告 示 鳥取県行政書士会会則の変更の認可
 保険医療機関等の指定
 保険医等の登録
 計量器の定期検査の実施
 土地改良区の定款の変更の認可 (二件)
 土地改良事業の工事の完了 (二件)
- ◇ 選管告示 選挙管理委員会の招集
- ◇ 教委告示 定例教育委員会の招集

告 示

鳥取県告示第五百五号
行政書士法 (昭和二十六年法律第四号) 第十六条の二の規定に基づき、

鳥取県行政書士会会則の変更を昭和六十一年五月二十八日認可したので、行政書士法施行規則 (昭和二十六年総理府令第五号) 第十八条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十一年六月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 変更事項

会費を月額現行「三千七百円」から「四千円」に引き上げたこと。

二 変更事項の施行の日

昭和六十一年五月二十八日。ただし、昭和六十一年四月一日から適用する。

鳥取県告示第五百六号

健康保険法 (大正十一年法律第七十号) 第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令 (昭和三十二年政令第八十七号) 第二条の規定により告示する。

昭和六十一年六月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
綾窪婦人科医院	鳥取市弥生町一三一	昭和六十一年五月十二日
柴田皮膚科医院	鳥取市二階町一丁目一〇九	昭和六十一年五月八日
竹内内科小児科医院	鳥取市本町五丁目二〇二	昭和六十一年五月一日
吉井歯科医院	倉吉市東蔵城町一〇一	昭和六十一年五月八日
藤井外科医院	米子市奥谷一一五七	"
松田内科医院分院	倉吉市伊木一八三	昭和六十一年五月一日
徳岡外科医院	倉吉市八屋一七七―三	昭和六十一年五月二日
福庭 医院	境港市相生町一一四	昭和六十一年五月一日
足立内科医院	境港市幸神町二二〇	昭和六十一年五月八日
佐古診療所	西伯郡大山町末長二四三―八	昭和六十一年五月一日
佐々木歯科医院	鳥取市安長二九五	"
太田歯科医院	鳥取市吉方温泉三丁目八五二	"
浅井薬局	鳥取市寿町八二五	昭和六十一年五月十二日
鳥取中央薬局	鳥取市末広温泉町三六二	昭和六十一年五月二日
谷口薬局有限会社	倉吉市瀬崎町二七三八―一四	昭和六十一年五月十二日

上林薬局	東伯郡赤碓町大字西仲町一三三七	"
永原 医院	西伯郡淀江町大字西原一〇二九―四一	昭和六十一年五月七日
大源眼科医院	鳥取市吉方温泉四丁目七〇〇―一	昭和六十一年五月一日

鳥取県告示第五百七号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和六十一年六月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
平野 由紀夫	鳥医第三、三八八号	昭和六十一年四月三十日
西尾 一俊	鳥薬第六〇〇号	"

鳥取県告示第五百八号

計量法（昭和二十六年法律第二百七号）第四百十条の規定に基づき、倉吉市に所在する計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第四百十三条の規定により告示する。

昭和六十一年六月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 計量法第四百十二条各号に掲げる計量器

実施期間 実施場所

昭和六十一年七月七日から 昭和六十一年三月三十一日まで 当該計量器の所在の場所

二 計量法第四百十二条各号に掲げる計量器以外の計量器

実施期日 実施時間 実施区域 実施場所

昭和六十一年七月七日	午前十時から 午後三時まで	倉吉市	倉吉福祉会館
昭和六十一年七月八日	"	"	"
昭和六十一年七月九日	"	"	倉吉市立成徳小学校
昭和六十一年七月十日	"	"	"
昭和六十一年七月十一日	"	"	倉吉市立河北中学校
昭和六十一年七月十五日	午前十時から 正午まで	"	神鋼機器工業株式会社
"	午後一時から 午後二時まで	"	日本庄着端子製造株式会社

昭和六十一年 午前十時から
七月十六日 正午まで " 倉吉市立成徳小学校

鳥取県告示第五百九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、日南町土地改良区の定款の変更を昭和六十一年五月二十七日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十一年六月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第五百十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、名和土地改良区の定款の変更を昭和六十一年五月二十九日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十一年六月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第五百十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつ

たので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十一年六月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
下大江共同施行	ため池等整備事業下大江地区ため池等整備	昭和六十年十一月十五日

鳥取県告示第五百十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三條の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十一年六月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
大栄町	ため池等整備事業原地区ため池等整備	昭和六十年三月三十一日

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第三十五号

昭和六十一年第七回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和六十一年六月三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

- 一 日時 昭和六十一年六月五日（木）午前十一時
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県選挙管理委員会委員室
- 三 議題 参議院議員通常選挙について

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和六十一年六月三日

鳥取県教育委員会委員長 倉 都 福之助

- 一 日時 昭和六十一年六月十一日（水）午前十一時十五分
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県教育委員会委員室
- 三 議題
 - 1 市町村教育委員会教育長の承認について
 - 2 その他